

平成 29 年 10 月 31 日

株 主 各 位

香川県高松市花ノ宮町二丁目 3 番 9 号
株式会社 四 電 工
取締役社長 家 高 順 一

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年 10 月 31 日開催の当社取締役会決議により、第 67 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）中間配当金の支払いにつきまして、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬具

記

当社定款第 39 条の規定に基づき、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金 1 株につき 6 円
2. 効 力 発 生 日 平成 29 年 11 月 29 日（水）
（支払開始日）

以 上

中間配当金のお支払いについて

- 「中間配当金計算書」、「中間配当金並びに分配金計算書」および「中間配当金並びに分配金領収証」（口座振込みをご指定の方には『「配当金並びに分配金振込先ご確認」のご案内』）は、平成 29 年 11 月 28 日にお届出住所あてにご送付申しあげる予定でございます。
- 口座振込みをご指定の方には、平成 29 年 11 月 29 日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。
- なお、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として実施した株式併合により、1 株に満たない端数の株式が発生した株主様につきましては、中間配当金と合算して、端数株処分分配金をお支払いいたします。